

門田第4地区活性化計画

福島県、会津若松市

平成23年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	門田第4地区活性化計画	市町村名	会津若松市	地区名(※1)	門田第4地区	計画期間(※2)	平成23年度～平成24年度
都道府県名	福島県						

目 標 : (※3)

基盤整備による農用地の集団化や担い手への利用集積により、農業の振興と定住等の促進を図る。
具体的な目標としては、平成25年度からの基盤整備実施に向けて地区内農地等の状況調査を行い、地域に合致した営農構想を作成し、安定した農業経営とさらには地域の維持発展を目指す。
また、当該区域内農家戸数(103戸)の維持確保を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

本計画地区は、会津若松市の南部に位置する農業振興地域であり、水稻を中心とした複合経営が営まれている。
地区内耕地は未整備で、山間部に接しており傾斜があり、且つ複雑な地形をしている。また、農道及び用排水路は整備されておらず、農作業の効率化と生産性の向上を図るため、一日も早い基盤整備の実施が望まれている地域である。

現状と課題

本地域の農地の区画形状は、狭小で傾斜があり農道も狭いことから、農作業の効率は低い状態にある。
さらに、ほとんどの水路が用排水兼用の水路であり、排水不良で維持管理に悩まされている。
また、経営体系は水稻と畑作物の複合経営であるが、零細で生産性も低く、農業者の高齢化も進んでいる。

今後の展開方向等(※4)

本地域の水田農業における問題点は、担い手不足と経営効率の悪さにある。
担い手となる農業者が意欲的に農業経営を営むためには、安定した農業収入の確保が重要であり、そのためには担い手を中心とした作業の共同化や、受委託による省力化・経営規模の拡大による営農体系を確立する必要がある。
隣接地は既にほ場整備が完了していることから、本地域の事業実施によって会津南部地域全体の更なる農地集積が進み安定した営農が期待できるものである。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
会津若松市	門田第4地区	基盤整備(農用地等集団化)	会津中央土地改良区	有	イ	H23
会津若松市	門田第4地区	経営体育成基盤整備事業	福島県	無	イ	H25~H30予定

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

門田第4地区(福島県会津若松市)	区域面積(※2)	72.7ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積72.7haのうち農用地面積は67.7haで93%を占め、農家戸数も全体の80%(区域内農家戸数103戸/区域内全戸数130戸)となり当該区域は農林業が重要な役割を担っている。 耕地は未整備で、山間部に接し傾斜がきつく、且つ複雑な地形をしている。また、農道及び用排水路は整備されておらず、農作業の効率化と生産性の向上を図るためにも、一日も早い基盤整備の実施が望まれている地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 当該区域の農業従事者の高齢化が進み、農業農村の活性化のためには生産基盤の整備により担い手を育成して地域住民の定住を進めることが必要不可欠な区域である。 (農業従事者平均年齢 53歳(2000年農業センサス) → 56歳(2005年農業センサス))</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 本地区は全域が農業振興地域であり、市街地は含まない。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項(該当なし)

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条第 2項第1号イ・ロ の別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項（該当なし）

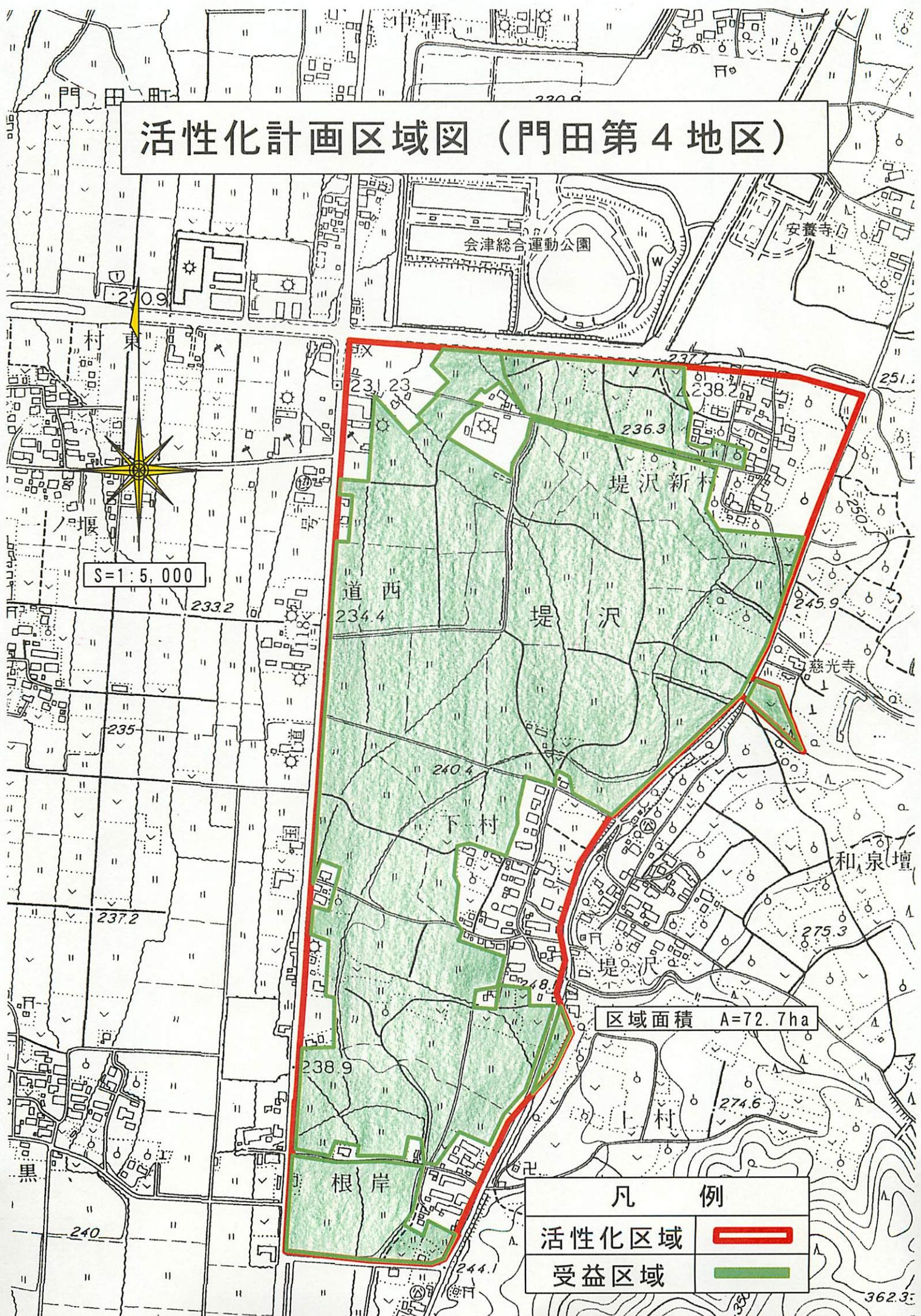
事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標の達成状況は、平成25年度に基盤整備事業が着手されているかで判断する。また、平成25年度の土地改良区組合員名簿を基に現地調査等を行い、当該区域内農家戸数(103戸)の確保がなされているかで評価する。

評価の時期は、事後評価時に第三者の意見を踏まえた上で行う。

活性化計画区域図（門田第4地区）



S=1:5,000

区域面積 A=72.7ha

凡例	
活性化区域	
受益区域	